表３－５　水質に係る一律排水基準

(1)　有害物質

（単位：mg／λ）

有　害　物　質　の　種　類	許　容　限　度
カドミウム及びその化合物	０．１
シアン化合物	１
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）	１
鉛及びその化合物	０．１
六価クロム化合物	０．５
砒素及びその化合物	０．１
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	０．００５
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ＰＣＢ	０．００３
トリクロロエチレン	０．３
テトラクロロエチレン	０．１
ジクロロメタン	０．２
四塩化炭素	０．０２
１，２－ジクロロエタン	０．０４
１，１－ジクロロエチレン	０．２
シス－１，２－ジクロロエチレン	０．４
１，１，１－トリクロロエタン	３
１，１，２－トリクロロエタン	０．０６
１，３－ジクロロプロペン	０．０２
チウラム	０．０６
シマジン	０．０３
チオベンカルブ	０．２
ベンゼン	０．１
セレン及びその化合物	０．１
ほう素及びその化合物	１０　（海域以外に排出する場合） ２３０　（海域に排出する場合）
ふっ素及びその化合物	８　（海域以外に排出する場合） １５　（海域に排出する場合）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	１００　（アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）

（備考）　１　「検出されないこと」とは、第２条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

２　砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第２条第１項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

(2)　生活環境項目

（単位：mg／λ（ｐＨを除く。））

項　　目	許　　容　　限　　度
水素イオン濃度（ｐＨ）	５．８以上８．６以下（海域以外に排出する場合） ５．０以上９．０以下（海域に排出する場合）
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	１６０（日間平均１２０）
化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	１６０（日間平均１２０）
浮遊物質量	２００（日間平均１５０）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ・鉱油類含有量 ・動植物油脂類含有量	 ５ ３０
フェノール類含有量	５
銅含有量	３
亜鉛含有量	２
溶解性鉄含有量	１０
溶解性マンガン含有量	１０
クロム含有量	２
大腸菌群数	日間平均　３，０００(個／cm^3)
窒素含有量	１２０（日間平均　６０）
燐含有量	１６（日間平均　　８）

(備考)　１　「日間平均」による許容限度は、１日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

２　この表に掲げる排水基準は、１日当たりの平均的な排出水の量が $50m^3$ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

３　水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

４　水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

５　生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

６　亜鉛含有量は、平成１８年１１月１０日に改正され、平成１８年１２月１１日から新たな基準値が適用されている。（改正前：５mg/L　⇒　改正後：２mg/L）

７　窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000 mg／　を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

８　燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。